

## 山元町災害危険区域第2種区域及び第3種区域における建築物の建築に関する手続き要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山元町津波防災区域に関する条例（平成23年山元町条例第33号。以下「条例」という。）第2条に定める津波防災区域第2種区域及び第3種区域内に住居の用に供する建築物を建築する際の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (建築禁止の例外認定)

第2条 町長は、条例第2条第2項に定める津波防災区域第2種区域に建築しようとする住居の用に供する建築物に対し、建築禁止の例外認定をすることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、建築物の建築工事に着手する前に、山元町津波防災区域内建築物例外認定申請書（様式第1号）に次の各号の関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 前面道路からの敷地面（盛土後）の高さを表示した見取図
- (2) 建築物平面図
- (3) 建築物立面図
- (4) 前面道路及び敷地のかさ上げ前後の断面図
- (5) 前面道路及び敷地の現況写真
- (6) 前面道路の路面の中心位置について、特殊地形として認定を求める場合は、その根拠を示す図面
- (7) その他町長が必要と認める図面又は図書

3 町長は、前項の規定により申請された建築物が、条例第3条第2項に規定する別に定める構造に該当するときは、山元町津波防災区域内建築物例外認定通知書（様式第2号）により、該当しないときは、山元町津波防災区域内建築物例外認定申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

### (建築物の基礎の上端の高さ証明)

第3条 町長は、条例第2条第3項に定める津波防災区域第3種区域に建築しようとする住居の用に供する建築物に対し、当該建築物の基礎の上端の高さ（以下「基礎高」という。）の証明をすることができる。

2 前項の証明を受けようとする者は、建築物の建築工事に着手する前に、山元町津波防災区域内建築物基礎高証明願書（様式第4号）に、前条第2項各号に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の証明願書に係る建築物の基礎高が、条例第3条に規定する別に定める高さ以上である場合は、山元町津波防災区域内建築物基礎高証明書（様式第5号）を申請者に交付する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 13 条中山元町防災集団移転促進事業に係る宅地貸付けに関する要綱第 16 条ただし書の規定は、平成 26 年 6 月 26 日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

年　月　日

山元町長

殿

申請者 住 所  
(請求者) 氏 名  
電話番号

印

山元町津波防災区域内建築物例外認定申請書

山元町津波防災区域に関する条例第3条第2項に規定する建築物を建築したいので、山元町津波防災区域第2種区域及び第3種区域における建築物の建築に関する手続き要綱第2条の規定により次のとおり申請します。

- 1 所在地 山元町
- 2 津波防災区域 第2種区域
- 3 敷地面（盛土）の高さ m
- 4 基礎上部の高さ m
- 5 新増築の工事種別 新築・増築

※ 次に掲げる図面又は図書を添付してください。

- (1) 前面道路からの敷地面（盛土後）の高さを表示した見取図
- (2) 建築物平面図
- (3) 建築物立面図
- (4) 前面道路及び敷地のかさ上げ前後の断面図
- (5) 前面道路及び敷地の現況写真
- (6) 前面道路の路面の中心位置について、特殊地形として認定を求める場合はその根拠を示す図面

※ (1)～(6)を確認した結果、認定のために必要な書類を別途求める場合があります。

様式第2号（第2条関係）

第  号  
年  月  日

様

山元町長

印

山元町津波防災区域内建築物例外認定通知書

年  月  日付けで申請のあった建築物について、次のとおり認定しましたので、山元町津波防災区域第2種区域及び第3種区域における建築物の建築に関する手続き要綱第2条第3項の規定により通知します。

1 所在地  山元町

2 津波防災区域  第2種区域

3 敷地面（盛土）の高さ  m

4 基礎上部の高さ  m

5 新増築の工事種別  新築・増築

6 前面道路の路面の  最高、最低の1/2・特殊地形（別添図面）  
中心位置

様式第3号（第2条関係）

第                  号  
年      月      日

様

山元町長

印

山元町津波防災区域内建築物例外認定申請却下通知書

年        月        日付で申請のあった例外建築物の認定については、  
次の理由により却下しましたので、山元町津波防災区域第2種区域及び第3種  
区域における建築物の建築に関する手続き要綱第2条第3項の規定により通知  
します。

理由

（不服申立てについて）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山元町長に異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山元町を被告として（訴訟において山元町を代表する者は山元町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

山元町長

殿

申請者 住 所

(請求者) 氏 名

印

電話番号

山元町津波防災区域内建築物基礎高証明願書

山元町津波防災区域に関する条例第3条第3項に規定する建築物を建築したいので、山元町津波防災区域第2種区域及び第3種区域における建築物の建築に関する手続き要綱第2条の規定により、建築物の基礎の上端の高さについて証明願います。

1 所在地 山元町

2 津波防災区域 第3種区域

3 敷地面（盛土）の高さ m

4 基礎上部の高さ m

5 新築の工事種別 新築・増築

※ 次に掲げる図面又は図書を添付してください。

- (1) 前面道路からの敷地面（盛土後）の高さを表示した見取図
- (2) 建築物平面図
- (3) 建築物立面図
- (4) 前面道路及び敷地のかさ上げ前後の断面図
- (5) 前面道路及び敷地の現況写真
- (6) 前面道路の路面の中心位置について、特殊地形として認定を求める場合はその根拠を示す図面

※ (1)～(6)を確認した結果、認定のために必要な書類を別途求める場合があります。

様式第5号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

山元町長

印

山元町津波防災区域内建築物基礎高証明書

年 月 日付けで申請のあった建築物について、次のとおり証明します。

- 1 所在地 山元町
- 2 津波防災区域 第3種区域
- 3 敷地面（盛土）の高さ m
- 4 基礎上部の高さ m
- 5 新増築の工事種別 新築・増築
- 6 前面道路の路面の 最高、最低の1／2・特殊地形（別添図面）  
中心位置